

環循適発第 2112204 号  
令和 3 年 12 月 20 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長  
(公 印 省 略)

浄化槽設置整備事業実施要綱及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の  
改正について

浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の実施にあたっては、令和 3 年 3 月 31 日付け環循適発第 2103319 号環境省環境再生・資源循環局長通知「浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の実施について」により、浄化槽設置整備事業実施要綱及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱を定めているところであるが、今般、当該実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 12 月 20 日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

なお、改正の内容は下記のとおりである。

記

令和 3 年度補正予算において、「災害に強い浄化槽の整備等による防災対策の拡充」が予算措置され、市町村が行う以下の事業について循環型社会形成推進交付金による助成を行うこととされたことを受け、以下の事業を実施するため、実施要綱を改正し、浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業における助成対象の追加等を行った。

- ①単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進
- ②公共浄化槽制度や法定協議会等を通じた効果的な転換促進及び管理適正化・長寿命化の推進
- ③単独転換により使用廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の推進